

令和6年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第5日目（令和6年3月18日）

---

（午前 9時59分 開議）

開 議 宣 告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、1番能登直樹さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（本田加津子君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、市長より送付を受けた議案1件であります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は、全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

会 期 の 延 長

○議長（本田加津子君） 日程第3 会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会の会期は、本日3月18日までと議決されておりますが、議事の都合により3月19日まで1日間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。  
よって会期は、1日間延長することに決定しました。

## 議案第22号

○議長（本田加津子君） 日程第4 議案第22号「歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

改めましておはようございます。

議案第22号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）等の交付に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例、歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料の1ページを御覧願います。附則第5条の2は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の規定でございます。令和6年能登半島地震災害における雑損控除に対して新たな規定の整備を行うもので、令和6年度分の個人住民税の算出に当たり、住宅や家財等の資産に損失が生じた場合、その損失の金額を雑損控除の適用対応とすることとし、また、控除しきれない金額を翌年以降5年間まで繰り越すことを可能とするもので、地方税法附則4条の4同法施行令附則第4条の5及び第4条の6に基づき、令和6年2月21日から適用するものでございます。附則第6条は、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定でございます。引用条文の整理をするもので、地方税法附則第4条の5に基づき、令和6年2月21日から適用するものでございます。

以上で資料による説明を終わりました、本文の附則に戻ります。

附則、この条例は公布の日から施行し令和6年2月21日から適用するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第22号について採決をいたします。ただいまの議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

## 議案の訂正について

○議長（本田加津子君） 日程第5 議案の訂正についてを議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

誠に申し訳ございませんが、議案の訂正についてお願い申し上げます。令和6年3月7日に提出いたしました議案につきまして、次のとおり訂正したいので、歌志内市議会会議規則（昭和42年規則第1号）第18条の規定により、議会の承認を求めるものでございます。記。

1、議案、議案第21号令和6年度歌志内市下水道事業会計予算。

2、訂正理由、令和6年3月7日に提出した令和6年度歌志内市下水道事業会計予算について条文の欠落があったため。

3、訂正内容、左が訂正前、右が訂正後でございます。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の一条を加えるものでございます。

（債務負担行為）

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項、水洗便所等改造資金貸付に伴う借入金に対する債務保証、期間、令和6年度より至令和11年度まで。限度額、歌志内市水洗便所等改造資金貸付条例により、水洗便所等改造資金（一機あたり40万円）を金融機関から借入を行ったことにおいて生じた債務。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） おはようございます。令和6年度の下水道事業会計予算について議案の訂正により、条例予算等特別委員会での審査がなくなりましたので、本会議の中で2点質問させていただきます。市政執行方針では、より快適性の向上を図るため、未整備住宅への水洗化の促進に努めることとなっています。快適性の満足度には個人差があると思いますが、水洗化により生活排水が直接河川に流入しませんので、河川等の環境保全上でも水洗化を促進することは重要な取り組みだと思っております。

そこで伺いますが、水洗化工事には資金の無利子貸付制度があり、予算に債務負担行為が設定されています。この貸付条件の一つに、下水道の供用開始区域になってから3年以内の水洗化を対象工事にしますとあります。また事情によっては3年を経過し貸付出来る場合もありますとなっていますが、この辺の事情は柔軟に対応されているのか伺います。

次に近年、無利子貸付制度の利用者はいなかったと記憶しております。無利子貸付制度の限度額は、1基につき40万円、2基80万円が限度になっていますが、しばらく据え置かれているのだと思いますが、他の市町村の制度を比べますと、低いのも利用がない要因の一つだと思います。ちなみに、苫小牧市では60万円です。昨今の工事費高騰を考慮し、限度額を引き上げ、制度周知の工夫をされてはと思います。

条例改正の必要もなく予算書の1基当たりの債務負担限度額を引き上げるだけで対応が可能であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さんにお伝えします。

議案の訂正についての質疑をと思ったのですが、委員会を後ほど設定されますので、そのときに聞くということで納得できますか。

○4番（松井敬道君）　　そうですか。

○議長（本田加津子君）　　よろしいですか。

そのときに改めて聞いていただくということで、議案の訂正についての議題での質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君）　　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、本件について起立により採決をいたします。

議案の訂正についての申し出を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田加津子君）　　起立多数であります。

したがって、議案の訂正の申し出は承認されました。

訂正された議案第21号は引き続き条例予算等審査特別委員会に付託の上、会期中の審査といたします。

## 散　　会　　宣　　告

○議長（本田加津子君）　　以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

（午前10時44分　散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長            本     田     加 津 子

署名議員            能     登     直     樹

署名議員            女     鹿            聡